



和歌山市公報

令和8年（2026年）6月26日
号外第6号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目 次

【 監査委員公表 】

番号

ページ

6 住民監査請求について・・・・・・・・・・・・・・・・（監査事務局）

2

和歌山市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、令和8年4月30日付けで提出された「住民監査請求書」に係る監査の結果は、次のとおりであるので、同条第5項の規定により公表する。

令和8年6月26日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同上	寒川篤
同上	西風章世
同上	丹羽直子

第1 請求の受付

1 請求の内容

請求書及びその事実を証する書面並びに陳述の内容によると、本件請求の要旨等は、次のとおりであると解した。

(1) 請求の対象となる執行機関又は職員

和歌山市長（以下「市長」という。）、福祉事務所長（以下「所長」という。）及びこども家庭センター関係職員

(2) 請求の要旨

母子生活支援施設への入所措置及び公金の支出について、令和5年3月15日に離婚調停が不成立・終了し、直ちに訴訟へ移行している事実や、婚姻費用減額調停において、裁判所が請求人の配偶者のメンタル問題による就労不能には理由がないことを立証しているにもかかわらず、和歌山市（以下「本市」という。）及び福祉事務所が漫然と継続していることは、不当な公金の支出であり、調査を怠って措置費を支出し続けていることは、善良なる管理者の注意義務に反する不当な財務執行である。

また、入所措置継続処分的前提である「困窮・自立困難」という点について、現在、家庭裁判所の法的手続において、婚姻費用を大幅に減額する手続が具体的に進行中であることから、処分庁の事実に対する裁量権の逸脱・濫用は明白である。

さらに、令和8年4月15日付け総務省通知（総行住第60号）において、支援措置の延長に当たり、「裁判所における手続が理由となっている場合は、当該手続の終了の有無を適切に把握すること」を義務付けており、離婚調停が終了し、訴訟へ移行している事実を確認していないことは、国の通知に対する明白な違反（行政の不作为）である。加えて、実態を無視した措置の継続は、不当な親子断絶（片親疎外）を公金で支援するものであり、児童福祉法上の「子供の最善の利益」を著しく損なうものである。したがって、当該入所措置の即時解除、公金の返還及び関係職員の責任の追及を求める。

なお、本市には、審査請求書の補正命令に当たって、非公式な手段を用いた組織的な証拠の排除・隠蔽を試みた悪質な体質があることから、厳正なる監査を求める。

(3) 措置要求の内容

- ア 請求人の配偶者及び子供に対する母子生活支援施設入所措置の即時解除
- イ 当該母子生活支援施設入所措置費の返還
- ウ 関係職員の責任の追及

(4) 請求書に添付の事実を証する書面等

- ア 令和8年4月15日付け総務省通知（総行住第60号）の写し
- イ 和歌山家庭裁判所 呼出状（令和5年（家ホ）第16号）の写し
- ウ 婚姻費用減額調停において判明した「診断書・カルテ・施設記録」の不存在に関する事実
- エ 母子生活支援施設入所承諾書（和福こセ第2号ほか）の写し
- オ 良好な父子関係を証明する写真資料（和歌山市役所庁舎下にて令和5年5月5日撮影）
- カ 【追加証拠①】市長からの回答書（令和8年4月21日付け）及び非公式な文言削除指示が付され

た「付箋」の写し
キ 【追加証拠②】市長宛てに提出した「補正書（令和8年5月20日付け）」の控えの写し

2 請求書の受理

本件請求は、令和8年5月19日に要件審査を行い、法第242条第1項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、同日、これを受理することを決定した。

第2 監査の実施

本件請求について、法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

なお、中谷謙二監査委員は、令和8年6月15日に退任し、西風章世監査委員が同月16日に就任した。

1 監査対象事項

法第242条第1項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

これを踏まえると、請求人が求める上記第1の1（3）ウについては、同項に定める住民監査請求の対象となるべき行為のいずれにも該当しないことから監査対象としない。

なお、同条第2項において、住民監査請求は、「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これを行うことができない。」と規定されていることから、当該期間外の支出についても監査対象とはならない。

以上のことから、上記第1の1（3）イにおいて、請求人から提出された請求書及び事実を証する書面並びに令和8年6月5日に聴取した陳述の内容から判断して、請求のあつた日から財務会計上の行為のあつた日まで遡った1年の期間で、本件請求に係る母子生活支援施設入所措置に伴う支出が、同条第1項に規定されている違法若しくは不当な公金の支出に該当するか否かを監査対象事項とする。

2 監査対象部局

福祉局 こども未来部 こども家庭センター

3 実施の方法

請求人に対する陳述の聴取、関係職員の事情聴取及び関係書類による事実確認をもって、監査を実施した。

（1）請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和8年5月22日付けで追加証拠等の提出があり、陳述の意向に基づき、同年6月5日に陳述の聴取を行った。

（2）監査対象部局の弁明及び関係書類の提出等

監査に当たり、請求人の主張する事実を確認するため、市長に対して文書による調査を行った結果、本件請求に対し、令和8年6月2日付けで市長から弁明書の提出を受けるとともに、同年5月27日付けで会計管理者から、同年6月5日付けで市長からそれぞれ関係書類の提出を受けた。

また、次の監査対象部局の職員の出席を求め、監査事務局職員により事情を聴取した。

出席を求めた関係職員

所長、こども家庭センター長、担当班長及び担当者

ア 弁明書の内容（原文のとおり。）

令和8年4月30日付けで提起された住民監査請求に関し、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。

2 請求に対する認否

（1）1. 請求の要旨については、否認する。

（2）2. 請求の理由（1）（2）（3）については、否認する。

3 弁明の理由

（1）関係法令

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

（母子の保護）

第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用等適切な保護を行わなければならない。

（保護期間の延長等）

第31条 都道府県等は、第23条第1項本文の規定により母子生活支援施設に入所した児童については、その保護者から申込みがあり、かつ、必要があると認めるときは、満20歳に達するまで、引き続きその者を母子生活支援施設において保護することができる。

（母子生活支援施設）

第38条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

（市町村の支弁）

第51条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

3 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）

（国庫の負担）

第53条 国庫は、第50条（第1号から第3号まで及び第9号を除く。）及び第51条（第4号、第7号及び第8号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

（費用の徴収及び負担）

第56条

2 第50条第5号、第6号、第6号の2若しくは第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号から第5号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

イ 和歌山市児童福祉法に関する規則（平成15年規則第10号）

（母子保護の実施の申込み等）

第4条 法（児童福祉法）第23条第2項に規定する申込書の様式は、別記様式第2号とする。

2 法（児童福祉法）第23条第2項の規定による母子保護の実施の申込みには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）保護者（法（児童福祉法）第23条第1項に規定する保護者をいう。以下この条において同じ。）又はその扶養義務者の当該年度分（課税額が判明するまでの期間にあっては、前年分）の市町村民税の課税額を証する書類

（2）保護者又はその扶養義務者が被保護者等であるときは、被保護者等であることを証する書類

3 福祉事務所長は、母子保護の実施を行い、又は行わないことを決定したときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。

4 福祉事務所長は、母子保護の実施を解除したときは、その旨を当該決定に係る保護者に通知するものとする。

5 母子保護の実施の期間は、これを延長することができる。この場合において、当該延長の申込みについては、第1項及び第2項の規定を準用する。

ウ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱（令和5年5月10日 こ支家第47号（一部改正 令和7年7月25日 こ支家第336号））

第2 国庫負担額等

第3 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の設定方法

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

第5 徴収金基準額

エ 和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例（平成12年条例第48号）

（母子保護の実施に関する費用の徴収等）

第5条 市長は、法（児童福祉法）第56条第2項の規定により、法（児童福祉法）第23条第1項に規定する母子生活支援施設において保護を受けた母子又はその扶養義務者から当該母子保護の実施に要する費用を徴収するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、別表第4により算定する。

（2）弁明事実

ア 入所措置に至った経緯と継続の判断

令和5年8月25日、請求人の配偶者（以下、「配偶者」という。）から、請求人のDV及び子供たちに対する心理的虐待から避難し、母子で安全な場所で生活したい旨の申込みがあったため、児童福祉法第23条第1項に基づき、母子の保護及び自立促進のための生活支援等が必要であると判断し、令和5年9月8日付けで同年9月13日からの母子生活支援施設への入所を承諾したものである。

また、母子生活支援施設への入所措置後も、配偶者に対し必要に応じ電話による状況確認や面談に加え、入所施設職員から施設内での生活状況等を聴取した上で、配偶者からの申込みに対し、引き続き児童の福祉を図る必要があると判断し、毎年入所の承諾を行っている。特に、配偶者と請求人との間において、現在も離婚訴訟等複数の司法手続きが係属中であり、母子の生活が安定する目途が立っていない現状において、母子を当該施設から地域生活に移行させることは、児童の福祉を著しく阻害する蓋然性が高く、その健やかな成長を著しく損なう恐れがあるため、入所の継続が必要不可欠であると判断し、令和8年4月1日付けの入所申込みに対し

承諾したものである。なお、請求人が主張する「裁判所が否定した就労不能という配偶者の主張」は、あくまで婚姻費用減額調停における経済的紛争における一事象であり、就労の可否が、入所措置の判断に何ら影響を及ぼすものではない。本市としては、母子が未だ日常生活の基盤を安定させることが困難な状況にあることを面談等を通じ確認しており、本件措置は、児童福祉法第23条第1項に基づく適正な裁量権の行使である。

イ 資料の誤記載について

請求人が指摘する、「2023年3月15日（水）に既に不成立・終了している離婚調停という過去の事実を根拠とし」という点については、当該入所施設に提出している資料の「福祉事務所記入欄」において「離婚調停に関する支援」と誤記載があったことは事実である。しかしながら、当該記載は、事務処理上の形式的な記載ミスに過ぎず、実質的な入所決定プロセスにおいては、配偶者から提出された入所申込書の記載内容や申込に際して配偶者に対して実施した面談調査時に、夫婦関係調整（離婚）調停から離婚等請求訴訟に移行した事実を認識・把握していた。本件措置の本質は、離婚調停の成否や紛争解決の手段が調停か訴訟かという形式的区分に依存するものではなく、「児童の福祉の確保」及び「母子保護の必要性」にある。紛争が継続しているという客観的事実は、むしろ当該措置の継続が必要であるという判断を補強するものであり、記載の誤りが措置の正当性を左右するものではないことを申し添える。

ウ 調査の適正性について

請求人が、「相手方の虚偽の主張を鵜呑みにして、母子生活支援施設への入所措置および公金（措置費）の支出を漫然と継続している」とされる点については、本市として、一方的な主張を鵜呑みにしたものではなく、配偶者との電話による状況確認や面談の実施、また入所施設職員からの客観的な状況報告などを総合的に勘案し判断している。家庭裁判所調査官による報告も含め、複数の視点から継続してモニタリングを行っている。なお、入所施設内における生活状況や心身のケアの必要性についても、入所施設職員からの情報共有を通じて確認しており、公金の支出を漫然と継続しているとの事実は一切ない。

エ 公金支出の妥当性について

母子生活支援施設への入所措置の処分が適当と考えるため、入所に伴う措置費（扶助費）の支出は、児童福祉法第51条第3号、同法第56条第2項及び児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金に係る交付要綱に基づき適正に執行されているものであり、善良なる管理者の注意義務に反する事実はない。

オ 関係職員の責任について

職員は、児童の福祉及び母子の安全確保を最優先に考え、児童福祉法第23条第1項に基づき適正に母子保護の実施を行っている。また、一連の判断に基づく措置費（扶助費）の支出についても、児童福祉法第51条第3号、同法第56条第2項及び児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金に係る交付要綱に基づき適正に執行されており、公金の支出に何ら違法性や不当性は認められない。

したがって、本件措置に関与した職員に対し、何ら責任を問われるべき事由は存在しない。

カ 総務省通知について

請求人が指摘した令和8年4月15日付け総務省通知（総行住第60号）については、主に住民基本台帳事務における支援措置の適正化を求めるものであり、本件のような児童福祉法に基づく施設入所措置事務とは性格を異にし、直接の適用関係にはない。また、請求人が「『不当な連

れ去り』への加担」とされる点については、配偶者との面談を行い、家庭内暴力（DV）や虐待があったことを聴取し、事実確認を行っていること、さらに、請求人と当該母子は司法判断による交流継続を行っていることから、今回の入所措置が不当な親子の断絶（片親疎外）を行っているものではない。なお、通知が求める「相談機関の意見聴取」についても、本件では入所施設職員との連携により、実質的な支援の必要性を確認しており、通知の趣旨に反する事実は一切ない。ただし、当該通知の趣旨とするところである「支援の継続可否に係る正確な実態把握」の重要性を深く認識し、今後も児童の福祉に欠ける状況か否かを的確に把握し、事務の適正執行に万全を期する所存である。

以上のとおり本件住民監査請求における処分庁の処分には、児童の福祉を図るための正当な行政判断に基づくものであり、違法又は不当な点はない。

第3 監査の結果

1 認定した事実

本件請求、請求人による証拠の提出及び陳述並びに本件請求に関連する書類、弁明書、関係職員の事情聴取及び提出書類により、監査の対象事項について次の事実を認定した。

（1）本件事業の概要

本市における母子生活支援施設運営事業の概要は、次のとおりである。

ア 事業目的

児童福祉法第38条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立促進のための生活支援等を行う。

イ 事業概要

児童福祉法第23条第1項の規定に基づき、DV、経済的な問題などの理由により自立が困難になった母子を入所保護するとともに、生活指導、就労指導を行うことにより自立を支援すると同時に入所後の調査等を行う。

ウ 施設入所の手続

児童福祉法第23条第2項の規定による母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望する保護者は、和歌山市児童福祉法に関する規則第4条第1項及び第2項に基づき母子生活支援施設入所申込書（別記様式第2号）に必要な書類を添付し、所長に提出する。

所長は、保護者からの申込みがあった場合は、母子保護の実施の要否を決定し、その旨を当該保護者宛てに通知するとともに、母子生活支援施設の施設長宛て入所の通知を行う。

また、母子保護実施の期間の延長を希望する場合は、同条第1項及び第2項の規定を準用し、入所申込書に必要な書類を添付し、所長に提出する。

エ 母子保護の実施について

児童福祉法第23条第1項の規定による母子保護の実施に関することは、和歌山市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和30年規則第48号）第1条及び第2条の規定により、市長から所長に事務の委任がなされているため、所長は、和歌山市児童福祉法に関する規則第4条第3項に基づきその要否を決定している。

オ 本件措置に係る支弁の権限について

児童福祉法第59条の4第1項の規定に基づき、中核市である本市は、同法において都道府県が処理することとされている事務の一部を処理する権限を有している。本件請求に係る母子生活支援施設への入所措置は、当該権限移譲に基づき本市が実施主体となっており、同法第51条第3号に規定される「市町村の支弁」のみならず、権限移譲に伴い、都道府県が支弁すべき費用についても本市が支弁を行う適法な権限及び義務を有している。

カ 母子保護の実施に要する費用の徴収について

児童福祉法第51条第3号の規定により母子保護の実施に要する費用を支弁した市長は、同法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができるとしており、その費用の額については、和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例第5条の規定により次の表により算出している。

別表第4（第5条関係）

母子保護の実施に関する費用表

階層区分	母子の属する世帯の階層区分	月額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	0円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	2,200円
(略)	(略)	(略)

キ 措置費（扶助費）の支払いについて

本件請求に係る母子生活支援施設への措置費（扶助費）については、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱に基づき、施設ごとの入所状況に応じて毎月適正に算定されており、施設設置者から送付された納入通知書の内容を確認の上、適正に支出している。

なお、本監査結果の公表に当たっては、母子の所在地や当該施設の所在特定につながる情報及び個別の措置費の支払額等の詳細については、個人情報の保護及び施設運営上の安全確保の観点から、記載を差し控えることとする。

(2) 施設入所の経緯と入所措置の継続

本件請求に係る母子生活支援施設への入所申込に係る事実関係を確認したところ、次のとおりであった。

ア 請求人とその配偶者は別居後、複数の訴訟等が係属する状況にあった。そのような中、令和5年7月3日、配偶者が児童を伴い一時避難所（シェルター）に保護された。同年8月25日付けで、配偶者より所長宛てに、離婚裁判中の夫による精神的DV及び付きまといからの避難を理由とする母子生活支援施設入所申込書の提出があり、同年9月8日付けで、所長は入所の承諾を行い、同月13日から入所措置を開始した。

なお、入所先の行政手続のため、和歌山県DV相談支援センターより「配偶者からの暴力に係る相談証明書」が発行されている。

イ 入所措置後、現在に至ってもなお、請求人とその配偶者の間では複数の訴訟等が断続的に係属しており、母子の生活が安定する見通しは立っていない。このような状況下、入所期間の延長のため、配偶者より所長宛てに入所申込書が提出されている。こども家庭センターでは、配偶者への面談や電話連絡、施設職員からの聴取を通じて総合的に勘案した結果、母子が安心かつ安定した生活を送るためには、引き続き入所支援が必要であると判断し、入所の継続を承諾した。

ウ 施設入所徴収金額の決定に当たっては、上記第3の1（1）カのとおり、申込者である配偶者より提出された書類に基づき、こども家庭センター長の決裁を経て、令和7年7月1日付けで配偶者へ通知している。

(3) 入所施設への提出書類における誤記載

令和8年4月1日起案の入所措置継続の所長決裁を確認したところ、資料の一部「福祉事務所記入欄」

において、「離婚調停に関する支援を行い、母子が安心、安定して生活が送れるよう引き続き支援が必要である。」との記載があったが、実際には令和5年3月15日をもって離婚調停は不成立となっており、同年4月10日以降は訴訟段階に移行していたことが確認できた。

こども家庭センターは、当該記載について、事務処理上の形式的な誤りであることを認めている。一方、上記第3の1（2）アのとおり、令和5年8月25日付けで請求人の配偶者から入所申込書が提出された段階で、既に離婚裁判中であることは認識していた。さらに、申込みに際して実施した面談調査においても、離婚調停から訴訟に移行した事実を聴取し把握していた。

なお、当該誤記載は、令和8年6月5日をもって訂正処理が完了し、同日付けで当該施設へ送付済である。

（4）関係者への対応状況について

本市は、当該入所措置の継続について、令和8年4月15日の面談において請求人及びその親族に対し、施設での生活状況や退所の条件、退所後の支援などについて説明している。入所に至った理由が解決するまでは児童の安定した生活環境を最優先するという基本的な方針に基づき、適切な手続を経て判断したものであり、請求人を含む関係者に対しても、必要な範囲において方針の提示や説明に努めている。

2 監査委員の判断

請求人の主張について、前記事実関係の確認、関係職員の説明及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

（1）公金支出の適法性について

本件請求に係る公金の支出は、児童福祉法第59条の4第1項の規定に基づく中核市としての権限移譲により本市が実施主体となり、同法第51条第3号の規定に基づき支弁されているものである。その支出額の算定に当たっては「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱」等の基準が適用されており、支出は当該算定基準に基づき適正に支出決定がなされ執行されている。したがって、支出の適法性に疑義を挟むべき事実は認められない。

請求人は、婚姻費用減額調停において家庭裁判所が「配偶者のメンタル問題による就労不能には理由がない」と判断し、婚姻費用の減額手続きが具体的に進行中であることをもって、当該支出が「客観的根拠のない不当な公金支出」とであると主張するが、配偶者の就労の可否は本件請求に係る入所措置の判断に影響するものではないと解され、児童福祉法第23条第1項の規定に基づく本件措置に伴う公金支出の算定根拠においても不当性は認められず、これを不当な支出と断ずることはできない。

（2）事務上の誤記載と支出の関係について

施設への提出書類における誤記載は、適正な行政事務という観点から不適切である。しかしながら、当該公金支出は、こども家庭センターが複数の面談や施設からの報告を通じて母子の状況を把握した上で、「現に児童福祉に欠ける状況にある」と実質的な判断を下したことに基いて行われている。したがって、事務処理における書類の記載不備をもって直ちに公金支出の適法性や、要綱等に基づく算定の合理性が否定されるものとは認められない。

（3）総務省通知及び共同親権に関する主張について

請求人は、令和8年4月15日付け総務省通知（総行住第60号）や民法（明治29年法律第89号）の改正に伴う共同親権導入を挙げて措置の不当性を主張している。

まず、当該通知については、住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行を求めるものであり、児童福祉法に基づく施設入所措置に関する事務に直接的に適用されるものではないという前提の下、こども家庭センターは面談等を通じて母子の生活環境や係争状況を把握していたことが認められることから、当該通知が求める趣旨の重要性については十分認識があったと判断でき、請求人が指摘する「通知への明白な違反（行政の不作为）」があるとは認められない。

次に、民法改正に伴う共同親権に関する主張について、令和8年4月1日施行の民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）による改正後の民法（以下「改正民法」という。）では、親の責務等に

関する規律の新設や親権・監護等に関する規律の見直し等がなされたものと認識しているが、DVや虐待（身体的な暴力を伴うものに限定されない）からの避難は親権の単独行使が認められる急迫の事情に該当することや、DVや虐待のおそれがあり、父母が共同して親権を行うことが困難と認められる場合等には、必ず単独親権とすることなど、DV被害者の保護や支援に配慮された改正となっている（父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議 令和7年8月27日取りまとめQ&A形式の解説資料（行政手続・支援編）及び令和7年6月30日取りまとめQ&A形式の解説資料（民法編）（令和8年4月22日改訂）参照）。

本件請求に係る入所措置の継続は、児童福祉法第23条に基づく行政の保護措置である。請求人は、共同親権制度導入に伴う親権者の意思を強調するが、公法上の児童福祉措置は、個別の司法上の紛争を超えて「児童の最善の利益」を確保する責務に基づくものである。母子生活支援施設への入所は、児童の福祉を図ることを第一義的な目的としている措置であることから、児童の福祉を図るために、母と子を共に入所させ、適切な配慮を加えるためのものであるが、改正民法においても、共同親権下での居所指定等の重要事項決定において「子の利益」が判断基準となることは不変である。したがって、児童の福祉増進を目的とする高度な行政判断の下、母子の保護を最優先とした本市の判断は、児童福祉法が規定する児童の福祉の保障という基本理念及び行政の責務に合致するものであり、改正民法を理由として、直ちに公金支出が不当であるとは言えない。

第4 結論

以上のことから、本件請求に違法又は不当な公金の支出は認められず、請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

なお、監査の結果は以上であるが、本件請求に関連して、今後より一層の事務改善に努められるよう、次の第5のとおり意見を付する。

第5 意見

本件請求において、財務会計上の違法性・不当性は認められなかったが、今後の業務執行に当たっては、次の点について留意を求める。

1 公文書の適正管理と事務の適正化について

入所施設への提出書類における誤記載は、行政の信頼性を損なうものである。公文書の作成に当たっては、事実関係を正確に反映させることは行政事務の基本であり、今後は適宜確認を徹底し、再発防止に努められたい。

また、審査請求書に対する補正命令において非公式な対応がなされたとの疑念を抱く状況は、行政への信頼を欠くものである。今後は、行政手続の透明性を確保し、適切かつ真摯な対応を徹底されたい。

2 施設入所措置に係る実態把握の継続

今後、当該母子の家庭状況や司法判断が変化する可能性も考えられることから、こども家庭センターにおいては、児童の最善の利益を常に念頭に置き、形式的な手続にとどまらず、最新の司法判断や生活状況を的確かつ継続的に把握し、適切に記録すること。

（令和8年6月26日揭示済）